

【確定申告をしている方（自営業者等）の収入について】

◎健康保険法における被扶養者の要件は「収入」が130万円（60歳以上の人ならびに障害年金受給者は180万円／19歳以上23歳未満（被保険者の配偶者を除く）の場合は150万円）未満であり、いわゆる税法上の「所得」で勘案するものではありません。

◎健康保険法における、自営業者等の収入については『総収入から「直接的必要経費＊」を差し引いた額』となっています。（尚、給与収入者については「総収入」にて判断することとなっており、必要経費は認められていません。）

*直接的必要経費とは税法上の必要経費とは異なり、「生産活動に要する原材料等の費用」です。（具体的には、ケーキ屋さんの小麦粉・卵等）

健康保険組合では、上記の「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳書」（または「損益計算書」）の各所得別に定めています。 詳細は以下「一覧表」参照

健康保険組合が認める「直接的必要経費一覧」

○：直接的必要経費として認める経費

△：条件（備考を参照）付きで直接的必要経費として認める経費

×：直接的必要経費として認めない経費

科目	認定可否	備考	科目	認定可否	備考
売上（仕入）原価	○		租税公課	×	
租税公課	×		種苗費	○	
荷造運賃	○		素畜費	○	
水道光熱費	△	住所と事業所住所が同一の場合は原則50%のみ	肥料費	○	
旅費交通費	○		飼料費	○	
通信費	△	住所と事業所住所が同一の場合は原則50%のみ	農具費	○	
広告宣伝費	×		農業衛生費	○	
接待交際費	×		諸材料費	○	
損害保険料	×		修繕費	○	
修繕費	△	住所と事業所住所が同一の場合は原則50%のみ	動力光熱費	○	
消耗品費	×		作業用衣料費	○	
減価償却費	×		農業共済掛金	×	
福利厚生費	×		原価償却費	×	
給料賃金	×		荷造運賃	○	
外注工費	○		雇入費	×	
利子割引料	×		利子割引料	×	
地代家賃	△	住所と事業所住所が同一の場合は原則50%のみ	地代・賃借料	○	
貸倒金	×		土地改良費	○	
雑費	×		雑費	×	
諸会費	×		農産物以外の棚卸高	×	
会議費	×		小作料・賃借料	×	
研修費	×		借入金利子	×	
車両費（車両燃料費）	×		専従者給与	×	
新聞図書費	×		販売促進費	×	
教材費	×		生命保険料控除	×	
支払手数料	×				
加盟料	×				
衣装・美容代	×				
販売促進費	×				
生命保険料控除	×				
青色申告者特別控除	×				

※上記一覧表にない科目の経費については「雑費」と同様に取り扱います。

※直接的必要経費の判断をするために、認定審査時には、必ず確定申告書・収支内訳書（損益計算書）などをご提出いただきます。

※不動産賃貸に係る留意事項

申請家族が賃貸物件となる不動産を相続により保有することになった場合、当該不動産が申請家族の名義となつた以降に発生する賃貸料などの収益は、申請家族自身の継続的収入とみなします。

なお、不動産を売却した場合、売却時に発生した売却益は一時的収入とみなしますが、その売却益で新たに賃貸業や投資を開始し収入が発生した場合は、継続的収入と判断します。

※投資に係る留意事項

個人資産を個人で運用して継続的に得られる株配当やデイトレード（株式、債券、FX 等、収益を目的に運用する対象の種類は問いません）による収益も収入に含まれます。

例えば、相続した株式等の売却を1回限りで行った場合は一時的収入と判断されますが、その売却益で別の株式等を購入した場合は投資とみなし、そこから発生する収益は継続的収入とみなされることになります。

※複数の収入がある場合は、合算して判断します。

※この基準は、認定対象者の扶養義務者の所得を比較する際にも準用します。（夫婦共同扶養の場合）

東京エレクトロン健康保険組合
(2026年1月)